

先端研究設備整備補助事業（生命科学分野）の公募に係るFAQ

（趣旨）

Q1. 本事業の趣旨はどのようなものか。

→A1. 最先端の共用研究設備を整備し、幅広く共用する事業です。〔公募要領1. 参照〕

Q2. 公募要領の「1. 事業の趣旨・目的」に「本事業では、「創発的研究」の場の形成として広く国内の共用に資する最先端設備を整備します」とあるが、別途、補正予算で措置された「創発的研究支援事業」で行われるものと関連させた提案でなければならないのか。

→A2. 本事業への応募に際し、「創発的研究支援事業」と関連させた提案であることを条件づけてはいませんが、「『創発的研究』の場の形成」として、本事業で整備する最先端設備を幅広く共用し、人材・アイデア・研究の融合の場の形成に貢献すること等が求められます〔公募要領2.（1）留意事項及び3.（2）参照〕。

（重複応募について）

Q3. 事業区分1、2とあるが、1機関につきどちらか一方の応募しかできないのか。

→A3. 事業区分1、2の2つに応募することが可能です。

ただし、1事業区分に対し、1機関1件まで応募としているため、同じ事業区分に複数応募することはできません。

Q4. 生命科学分野の他に他の分野の公募もあるが、他の分野の公募との重複制限はあるか。

→A4. 重複制限はありません。

Q5. 同時に応募が開始されている、別分野（情報科学分野、物質・材料科学分野、量子技術分野）の先端共用研究設備補助事業に、生命科学分野の提案内容と同じ内容の提案（クライオ電子顕微鏡整備または次世代シーケンサー整備）で応募してよいか。

→A5. 別分野に同じ提案をすることは可能ですが、様式2の備考欄にその旨を記入してください。適切に記入されていない場合は審査結果の無効や交付取消しとなる場合があります〔公募要領2.（3）参照〕。

（公募対象について）

Q6. 民間企業は公募の対象になるか。

→A6. 対象機関に「エ）その他法律に規定されている法人」とあり、民間企業も応募できます。本事業の目的「設備を整備し共用をすることにより、研究力の向上を図るとともに、生命科学分野にお

ける我が国の競争力の強化をつなげ、人材・アイデア・研究の融合の場の形成に貢献する」を十分ご理解いただいた上での応募をお願いします。

(事業の具体について)

Q7. 事業区分1について、「最先端の」とは具体的にどのような仕様か。

→A7. 具体的な仕様としては、加速電圧 300 kV であり、クライオ試料グリッドの自動交換が可能であることを含みます。なお、公募要領に「300 kV、電子直接検出器等一式を含む」と記載しておりますが、この「含む」は「電子直接検出器等一式」のみに係ります。

Q8. 事業区分2について、具体的にどのような仕様か。

→A8. 大規模全ゲノムシーケンスに対応可能であり、オミクス解析等幅広い用途に使用できるショートリード型のシーケンサーで、1ラン当たりの出力数が世界最高レベルであるものです。ショートリード型のシーケンサーにおける現時点での世界最高レベルの出力数は 6Tb (テラベース) と認識しております。6Tb 以上の出力が可能であれば差し支えありません。

Q9. 補助要件の「産学官への高い共用実績を有する機関の提案であること」について、「高い共用実績」とは具体的にはどのレベルを「高い」というのか。

→A9. 各機関において公募要領に従い、共用実績について記入ください。審査委員会において、提案課題の比較等の上、総合的に判断いたします。

Q10. 運営・維持管理に必要な資金が確保できる見込みがあることを補助要件としているが、見込みはどの程度示す必要があるか。

→Q10. 各機関において公募要領に従いご判断ください。なお、3年及び5年後をメドにフォローアップを実施する予定であり、自律的・安定的な運営ができる提案を推奨します。

(補助対象経費について)

Q11. 補助対象経費を具体的に教えてほしい。

→A11. 「設備の購入に必要な経費」と「設備の据え付けに必要な経費」です。設備購入時に初期設定に付属する消耗品は経費に計上して構いませんが、通常使用に用いる消耗品については経費に計上することはできません。なお、ここでいう「設備」とは、クライオ電子顕微鏡については電子直接検出器一式を含みます。次世代シーケンサーについては「本体」のみのことを示し、例えば、本体以外の、前処理用の機械や解析用PC、ストレージサーバーについては「設備」として経費に計上することはできません。

Q12. 補助対象経費について、(後年度を含む)維持費や、技術支援員のための経費などは経費の対象か。

→A12. 経費の対象外です。補助対象経費は「設備の購入に必要な経費」と「設備の据え付けに必要な

経費」です。

Q13. 他の補助金、運営費交付金、民間からの寄付金等との合算使用は認められるか。

→A13. 補助目的に合致する限りにおいて合算使用することは可能です。ただし、本事業の対象経費とその他の経費を明確に区分できるようにしてください〔公募要領8ページ参照〕。また、他の補助金との合算の場合は重複受給とならないことや、当該合算使用する補助金の目的外使用にご注意ください。

Q14. 本事業に間接経費は含まれないのか。

→A14. 含まれません。

(申請書の様式について)

Q15. 公印を押印した公募申請書(様式1)の提出はどのようにすればよいか。

→A15. まず、提案書類一式(押印した公募申請書を電子化したものを含む)を電子メールに添付して締切日時までに提出(送信)してください。その後、押印した公募申請書の原本を、公募要領5.(4)に記載の提案書類の提出先までご郵送ください。原本については締切日時後の到着で構いません。

Q16. 様式2、様式2別添の様式を改変しても良いか。

→A16. 項目の内容は一切変更できません。作成に当たっては、注意事項をよくご確認の上作成してください。様式2は3ページ以内、様式2別添1は1ページ以内で作成してください。

なお、様式2、様式別添1ともに、印刷することにより読み取り可能な範囲の内容で審査に付されます。印刷することにより表示がされない内容については審査に付されませんのでご注意ください。

Q17. 「設備計画」の様式について、事業区分1と2の応募を1つの様式にまとめて記載してもよいか。

→A17. 「設備計画」は事業区分毎に記載することとしておりますので、事業区分1と2の両方に応募される場合は、それぞれの「設備計画」を作成してください。

Q18. 公募要領6ページの「提出書類の作成」において、「先端研究設備整備補助事業(生命科学分野)公募申請書【様式1】※1ページ以内」とあるが、様式1の「※組織・機関の長のコミットメント」には「別紙とすることも可能。」とあるがどういうことか。

→A18. 「組織・機関の長のコミットメント」に関して、1ページ以内で記載をしてください。

Q19. 各様式にページ制限が設けられているが、様式に記載する文章を補足するような資料を添付することは認められるか。

→A19. 各様式のページ制限を超えて資料を添付することは認めません。各様式内の枠の中において、ページ制限の範囲内で記載することは構いません。

Q20. 様式2別添1「※4」の外部共用の定義と交付要綱第3条第2項の共用の定義の書き方が異なるがどちらに合わせればよいか。

→A20. 交付要綱にある「共用」の考え方が前提となります。すなわち、大学以外の機関の場合、機関外の研究者等が研究設備を利用することを外部利用として、共用率を記載ください。なお、大学以外の機関において機関内他部局での利用がどの程度見込まれるかを提案書類に記載していただくことは妨げません。

(提出期限等について)

Q21. 公募締め切り期間の延長は可能か。

→A21. 締め切りを延長することはできません。

Q22. 一度提出した提案書類を修正するための再提出は可能か。

→A22. 再提出することはできません。

(審査・採否について)

Q23. ヒアリングは実施するのか。

→A23. 書面審査により追加でヒアリングが必要と判断された提案についてヒアリングを実施します。ヒアリングを行う場合は2月4日(火)午前の予定ですが、正式な日時や場所等は、1月31日(金)までに対象機関に、提案書類に記載されている事務連絡担当者を通じてご連絡します。

ヒアリングを実施する際は、提案書類の他に、別途パワーポイントによる資料を用いることが可能です。パワーポイントによる資料の様式やページ等も、別途、事務連絡担当者を通じてご連絡します。なお、ヒアリングへの出席者の役職を指定する予定はありませんが、提案内容についての質疑応答に十分にご対応できる方及び機関としてのコミットメントについてご説明できる方を想定しております。

Q24. 採否はいつ分かるのか。

→A24. 審査の状況等によりますが、2月上旬の予定です。

(交付決定について)

Q25. 交付決定はいつになるか。

→A25. 令和元年度補正予算成立後、速やかに交付決定をする予定です。

そのため、採択決定後、速やかに交付申請書の作成等の関係事務手続きをご依頼することとなります。採択された場合は、短期間でのご対応をお願いすることとなりますことを予めご承知おきください。

(設備の納品について)

Q26. 整備する設備は、令和元年度内に納品しないといけないのか。

→A26. 令和元年度内に納品することを想定しますが、計画に関する諸条件その他のやむをえない事由により年度内に事業が完了することが難しい場合には、繰越を認める場合があります。繰越に当たっては、財務大臣の承認が必要となりますので、協議に当たっての必要な資料等が必要となります。

なお、繰越の手續に当たっては、極めて短期間での対応をお願いすることとなりますことを予めご承知おきください。

Q27. 「交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由」に基づき、経費の繰越手続を行うことができるかとされているが、具体的にはどのような事由を想定しているのか。例えば、入札が年度内に終わらない場合はやむを得ない事由となるのか。

→A27. 個別の事情によりますので、一概にお答えることはできませんが、交付要綱において、繰越を行う際は大臣に報告することとなることから、事象が発生した際に速やかに当方まで相談してください。

(フォローアップ等について)

Q28. 額の確定はどのように行われるのか。

→A28. 交付要綱に従い、実績報告書提出後、調査を行い、額の確定を行います。

調査の方法（現地調査 or 書面調査）については、必要に応じて決定させていただきます。

Q29. フォローアップはどのように行われるのか。

→A29. 先端共用研究整備の整備状況・共用状況について3年後及び5年後をめぐりにフォローアップを実施します。事業者は様式2に対する実施状況報告書を、当該設備が整備された際などにおいて、文科省に提出いただくこととなります（必要においてヒアリングを実施します。）。なお、フォローアップ結果等については、公表する予定です。